

おおさかてまなぶ ～確かな学力を身につけた“なにわっ子”～

-1. 確かな学力の向上

(1)・取組予定どおりに取り組むことができたもの
 (2)・取組予定より進捗が遅れているが22年度の早期には達成できるもの、又は数値目標を下回ったがほぼ達成したもの
 (3)・取組予定に対して進捗がかなり遅れているもの、又は数値目標をかなり下回ったもの

項 目 (20)	頁 No.	教育施策 (82)	内 容	21年度までの取組予定	21年度末実施状況	評価 ((1)～(3))	今後の見通し (評価(2)又は(3)の場合)	
1)習熟度別 少人数授 業など個に 応じた指導 の充実	9	1	習熟度別少人数授業など個に応じた指導の充実	・基礎的・基本的な学力を身に付けるとともに学習意欲の向上を図るため、従前の対象学年である小学校5・6年生、中学校2・3年生から、対象を小学校3年生～中学校3年生まで拡充し、習熟度別少人数授業などを実施し、個に応じた指導を充実する。	・「習熟度別少人数授業」などを拡充し、個に応じた指導の充実を図る。	・21年度から実施学年に小学校3・4年、中学校1年を追加し、小学校3～6年の国語・算数、中学校1～3年の国語・数学・英語において、児童・生徒の習熟の程度に応じて少人数授業を実施した。 ・各学校がそれぞれの課題に応じて選択した指標について定量的及び定性的な評価を行い、習熟度別少人数授業について「効果があった」と答えている学校の割合は、小学校で98.4%、中学校で97.5%であった。	(1)	
	10	2	放課後ステップアップ事業の実施	・全小学校に指導員を配置し、放課後の時間を活用して児童の自主学習の支援にあたる。	・21年度から児童の自主学習の機会を設けて、学習意欲の向上と自主学習習慣の定着を図る。	・21年度から全小学校に指導員を配置し、2学期から全小学校で放課後の時間を活用して児童の自主学習の支援を実施した。 ・年間120時間以上実施した学校は66校、100時間以上120時間未満は118校、80時間以上100時間未満は88校、その他は25校であった。 ・参加希望者数、使用教室の収容人員等の実情に応じて、22年度から一部の学校で指導員を加配することとした。	(1)	
	10	3	学習教材のネット配信	・全小・中学校に対し、授業用教材(基礎・応用・発展)、朝学習教材、放課後学習教材、家庭学習教材など、最新の課題で構成された「学習教材」をネット配信する。	・21年度から全小・中学校に学習教材をネット配信する。	・21年度から授業用教材(基礎・応用・発展)、朝学習教材、放課後学習教材、家庭学習教材など、最新の課題で構成された学習教材データベースを全小・中学校に提供するとともに、活用講習会を11回実施した。	(1)	
2)言語力の 育成	12	4	言語力の向上支援事業	・教育委員会内に学識経験者を含む言語力向上研究委員会を設置し、授業内容・方法の見直しを行うとともに、パイロット校での実践をふまえながら、国語だけでなく全教科において読解力・記述力を培う教材を作成するなど教育内容を充実し、言語力の向上を図る。	・20年度に言語力向上研究委員会を設置し、教育内容・方法を研究するとともに、教育研究会と連携した実践事例集と教材を作成する。(20年度:小学校低学年、21年度:小学校中学年、22年度:小学校高学年) ・20年度にパイロット校を2校程度選定するとともに、21年度からパイロット校での実践・成果を普及する。	・言語力向上研究委員会において、実践事例集・ワークシート集の原案を作成し、20年度は小学校低学年用教材を、21年度は小学校中学年用教材の原案をそれぞれ作成した。 ・20年度にパイロット校を2校選定し、21年度からパイロット校での実践・検証を踏まえて、実践事例集・ワークシート集を加筆修正し、教材を全小学校に配布した。 ・教材の効果的な活用を図るため、「言語力の向上」研修会を開催し、118名が参加した。	(1)	
	13	5	学校図書館活性化事業	・学校図書館の運営を支援するボランティアを養成し、読書環境の整備や読み聞かせの充実などを行い、児童の読書意欲の醸成や読書習慣の確立を図る。 ・教育委員会事務局内に司書や教員で構成する学力向上担当を設置し、3年間で全小学校において学校図書館活性化事業を実施する。	・20年度から3年間で全小学校で事業実施する。(21年度末までに202校で実施) ・3年間で全小学校のボランティアを養成する。 ・20年度に、学力向上担当を設置する	・市立図書館と連携し、学校図書館の運営を支援するボランティアを2,321人養成し、読書環境の整備や読み聞かせの充実を行うなど、210校で事業を実施した。 ・教育委員会内に学力向上担当を設置し、各小学校での事業実施を支援している。	(1)	
	13	6	子どもの読書活動の推進	・「大阪市子ども読書活動推進計画」の普及・啓発のため、「推進計画」普及ページを子どものための施設ガイド「タッチ」に挿入し配布する。また「子ども読書の日」を記念した催しを実施する。 ・「大阪市子どもの読書活動推進連絡会」を開催し、子どもの読書にかかわる関係機関、ボランティアの課題の共有化や協力しての課題解決、情報発信を図り、子どもの読書活動を推進する。 ・全小・中学校において読書タイムを設定するなど、すべての児童・生徒が参加する読書活動を行う。	・施設ガイド「タッチ」を発行(年1回)し、全児童・生徒に配付する。 ・「子ども読書の日」(4月23日)記念事業を市立図書館全24館で実施する。 ・区の子どもの読書活動推進連絡会、全市の子どもの読書活動推進連絡会(年1回)を開催する。 ・読書タイム等を全小・中学校で実施する。	・施設ガイド「タッチ」を年1回発行し、全児童・生徒に配付している。 ・「子ども読書の日」(4月23日)記念事業を市立図書館全24館で実施している。 ・区の子どもの読書活動推進連絡会、全市の子どもの読書活動推進連絡会を年1回開催している。 ・読書タイム等を全小・中学校で実施している。	(1)	

項目(20)	頁	No.	教育施策(82)	内 容	21年度までの取組予定	21年度末実施状況	評価 ((1)~(3))	今後の見通し (評価(2)又は(3)の場合)
3)理科教育の充実	16	7	理科支援員等配置事業	・小学校5・6年生を対象に大学生等の理科が得意な人材を理科支援員として配置し、観察・実験における教員の支援を行うとともに、大学や企業と連携し、先端技術に関する実験や演示・体験活動を取り入れた特別授業を実施して、理科教育の充実を図る。	・学校の希望に基づき小学校5・6年生を対象に理科支援員や企業からの特別講師を派遣する。(20年度は理科支援員を300学級、特別講師を260学級に派遣) ・教育委員会内にコーディネーターを配置する。	・20年度は329学級、21年度は419学級に理科支援員を配置するとともに、20年度は287学級、21年度は361学級に特別講師を派遣した。 ・教育委員会内にコーディネーターを配置し、理科支援員の配置や特別講師の派遣に係る調整を行っている。	(1)	
	16	8	小学校理科指導力向上講座	・大学、企業、専門機関等とも連携しながら、新学習指導要領をふまえた、実験、観察や安全指導、教材作成などの理科教育に関する知識・技能を習得する研修を実施し、わかりやすく、魅力ある授業を展開できる指導力を有する教員を養成する。	・小学校教員年間100名、3年間で300名を対象に理科指導力を向上する研修を実施(各学校1名程度)し、各小学校において研修内容を共有する。	・小学校教員の理科指導力向上のための研修を実施し、20年度は107名、21年度は99名が受講した。 ・民間企業と連携し、教材開発に関する実技研修の準備を整えた。	(1)	
4)外国語活動の充実	18	9	英語でわくわく1,2,3事業	・全小学校の6年生児童を対象に英語のネイティブ・スピーカーを年間6回派遣し英語に慣れ親しむ授業を行う。	・継続実施	・全小学校にネイティブ・スピーカーを派遣し、英語に慣れ親しむ授業を行っている。	(1)	
	18	10	小学校外国語活動研修会	・英語教育の資格を有するネイティブ・スピーカーによる実践的演習など、小学校教員の外国語活動の指導力を高める研修を行う。	・20年度から2年間で、全小学校において外国語活動を中心となって推進する教員を養成するとともに、各小学校で研修会を実施する。	・小学校各校1名及び特別支援学校の希望者を対象として、外国語活動の指導力を高める研修会を実施し、20年度に304名、21年度に304名が受講した。	(1)	
5)情報活用能力の育成	20	11	情報モラル向上に向けた取組み	・ネット上の問題にかかる学校からの相談体制の充実を図るとともに、生徒への啓発・指導及び教職員研修を実施し、ネット上の犯罪被害の防止と情報モラルの向上を図る。	・大阪府警察本部サイバー犯罪対策係等と連携し、生徒への指導と教職員研修を実施する。 ・20年度にネット上の問題にかかる学校からの相談窓口を一元化する。	・サイバーネットワーク連絡会議や大阪府警察本部サイバー犯罪対策係等と連携し、教職員に対する研修を3回実施した。 ・20年度にネット上の問題にかかる学校からの相談窓口を教育委員会内に設置した。	(1)	
	20	12	コピキタス・ネットワークスクール新モデル事業	・コンピュータを活用した学習の充実を図るため、校内LANにより普通教室からインターネットにアクセスできる環境の整備に向け検討する。 ・モデル校におけるICTを活用した授業実践を実施する。	・モデル校による実践研究を行い、その授業実践の成果や効果を全市に広げる。	・21年度に学校ICT環境整備事業により、校内LAN整備率99%を達成するとともに、モデル校による授業実践の成果や効果を全市に広げている。	(1)	
6)学力向上に向けた検証・改善サイクルの確立	22	13	「学力向上アクションプラン」の策定	・各校で自校の課題を明らかにしたうえで学力向上に向けた様々な教育活動を見直し、新たに「学力向上アクションプラン」を作成する。	・全小・中学校において毎年度「学力向上アクションプラン」を策定し、「学習理解度到達診断」の結果分析、取組みの検証結果等をもとに、次年度の改善に生かす「PDCAサイクル」を確立することで、教育実践の充実を図る。	・各小・中学校において「学力向上アクションプラン」を策定し、学力向上に向けた検証・改善サイクルを確立した。	(1)	
	22	14	「学習理解度到達診断」の実施	・児童・生徒の学習理解度を正確に把握し、授業の検証改善を図るため、小・中学校で「学習理解度到達診断」を実施する。	・小学校1・2年の国・算、小学校3～6年の国・社・算・理、中学校1・2年の国・社・数・理・英を対象に「学習理解度到達診断」を実施し、児童・生徒の実態を把握する。	・「学習理解度到達診断」を実施し、その結果分析などをもとに次年度の改善に生かすことで、教育実践の充実を図っている。	(1)	

項目(20)	頁No.	教育施策(82)	内容	21年度までの取組予定	21年度末実施状況	評価 (1)~(3))	今後の見通し (評価(2)又は(3)の場合)
--------	------	----------	----	-------------	-----------	----------------	---------------------------

-2. 魅力ある「わかる授業」の創造

7)教員の指導力の向上	24	15	大阪市教師養成講座の実施	・学校訪問や模擬授業の実施、先輩教員からの講話等を通して、教育現場の実情を把握し、実践的な指導力を身につける講座を開講する。	・20年度から小学校教師養成講座を開講し、毎年度150名を養成する。	・20年度は196名、21年度は194名が受講し、実践的な指導力を身につけた人材を養成した。 ・中学校教員の採用が増加していることから、22年度から小学校教員をめざす受講者だけでなく、中学校教員をめざす受講者のための講座を開講することとした。	(1)	
	24	16	教師力向上推進事業(OJT事業)	・初任者研修を修了した経験2年目の若手教員在籍小学校へ教育指導員を派遣し、直接指導することにより技術指導の向上、児童・生徒、保護者対応力等の向上を図る。	・20年度に校内研修(OJT)サポートブックを作成・配布し、活用する。 ・20年度から経験2年目の教員在籍小学校に教育指導員を派遣し、授業観察、指導案作成助言、子ども理解についての助言等を実施する。	・20年度に校内研修(OJT)サポートブックを作成・配布し、学校現場における研修に活用している。 ・20年度から小学校採用2年目教員に対して教育指導員を年3回派遣しており、21年度は292人に対して実施した。 ・中学校教員の採用が増加していることから、22年度から小学校だけでなく、中学校教員も対象とすることとした。	(1)	
	25	17	教師力向上支援室の充実	・教育センター内に教師力向上支援室を開設し、本市や他都市における優れた指導案や教材を作成・収集・蓄積・発信する。	・20年度に教師力向上支援室を開設し、教材の作成・収集・蓄積・発信を行う。	・20年度に教師力向上支援室を開設し、教材の作成・収集・蓄積・発信を行うとともに、研究相談・教材貸出を行っている。	(1)	
	25	18	カリキュラム開発の支援	・「授業名人DVD」を作成するなど、授業に役立つ教材の充実を図る。 ・指導案の作成や教材づくりを支援する「授業らしん盤」(教育情報データベース)を作成する。	・21年度から授業名人DVD、授業らしん盤(教育情報データベース)を作成する。	・「授業名人DVD」については、20年度の成果と課題をふまえ、21年度に「指導技術編」と「子ども理解編」の2種類を作成した。 ・教育情報データベース「授業らしん盤」については、各校から研究成果を集め、指導案等のデータ数は約4万件となった。活用については、「インフォメーション」(教育センター発行の月刊情報誌)等で紹介し、一層の活用促進を図った。	(1)	
	25	19	自主研修支援	・教育センターを火・木曜日の夜間を開館する。 ・夜間セミナー・土曜自主研修会を実施する。	・夜間セミナーを年間30回実施する。 ・土曜自主研修会を実施する。	・夜間セミナーは、WEB更新等のニーズに応じた研修を、年間30回実施した。 ・土曜自主研修会は、主として若手教員の育成を図るため、教科等指導力向上を目的とした研修を実施した。	(1)	
	26	再	小学校外国語活動研修会	(再掲)				
	26	再	小学校理科指導力向上講座	(再掲)				
8)学校の教育力の向上	28	20	研究活動への支援	・各学校やグループにおける自主的な研究を支援し、必要な経費や人的支援を行うことにより、学校教育の充実・発展および学校現場の活性化を図る。また学校からの提案研究を支援する制度を創設する。	・各学校やグループにおける自主的な研究に対して、必要な経費や人的な支援を行う。	・学力向上等の今日的な課題に関する研究、学校提案型研究、グループ研究について、計80校・グループに対して研究を支援した。	(1)	
	28	21	学校の主体性の向上	・学校が特色や課題に応じて主体的に事業を活用できるよう改善する。	・学校がより主体的に事業を実施するための改善を行う。	・多様な体験活動推進事業の実施にあたり、学校における体験学習の選択の幅を拡大するために予算執行上の制度を改革するなど、学校園の裁量の範囲が広がるよう改善した。	(1)	
	28	22	「授業力アップ」サポーターの派遣	・退職校長、大学教授、有識者等を「授業力アップ」サポーターとして学校に派遣し、授業研究を伴う校内研修を支援する。	・21年度から、退職校長などの「授業力アップ」サポーターを全小・中学校に派遣する(全小・中学校に年4回派遣)。	・授業研究を伴う校内研修を支援するため、21年度から「授業力アップ」サポーターを学校に派遣した結果、21年度における校内研修の年間実施回数は、小学校では平均8回、中学校では平均4回に増加した。 ・また、小学校30校、中学校15校を校内研修推進校(モデル校)とし、大学教授、有識者による校内研修を小学校で68回、中学校で33回実施した。 ・モデル校の成果を公開授業研修、学力向上シンポジウムや教育センターフォーラム等で発信するなどし、成果の共有化を図った。	(1)	
	28	23	マネジメント研修の実施	・中堅教員を対象に、組織マネジメントの研修を行う。	・中堅教員を対象としたマネジメント研修を実施する。	・20年度に、研修内容について校園長会と連携して研修を実施した。 登録者数:174名(夜間セミナーを含めると213名) ・21年度は、「基礎編」「発展編」に分け、研修内容をより充実して実施した。 登録者数:「基礎編」112名、「発展編」90名	(1)	

項目 (20)	頁	No.	教育施策 (82)	内 容	21年度までの取組予定	21年度末実施状況	評価 ((1)~(3))	今後の見通し (評価(2)又は(3)の場合)
8)学校の教育力の向上	29	24	優れた教育実践に対する表彰の実施	・優れた教育実践や調査研究等に取り組む学校・教職員・グループに対して表彰を行い、意欲の向上を図る。	・優れた取組みに対する表彰を実施する。	・21年度は、職務精励、教育功労、教育実践功績によるもの75名と3グループ、職務上の有益な調査研究をしたもの1名と4グループにそれぞれ表彰を行った。	(1)	
	29	再	教師力向上支援室の充実	(再掲)				
	29	再	カリキュラム開発の支援	(再掲)				
9)学校現場への支援	31	25	学校事務の軽減・簡素化	・学校事務改編プロジェクトを設置し、事務の簡素化を検討する。	・事務の簡素化・効率化を検討し、事務の整理・統合を行う。	・22年4月に、3つの学校事務センターを1つに統合するとともに、事務局の一部業務を集約した学校経営管理センターを設置することとした。	(1)	
	31	26	学校業務のIT化の推進	・学校財務会計システム(学校の予算管理・経費執行システム)、及び教職員情報システム(人事・給与等に関するシステム)を導入し、事務の効率化・簡素化を図る。	・20年度に学校財務会計システムを拡充開発し、21年度にシステムの一部稼動・運用を開始する。 ・20年度に教職員情報システムを開発し、21年度から運用する。	・20年度から学校財務会計システムを拡充開発し、21年度にシステムの一部稼動・運用を開始し、22年度から本格運用を行うこととした。併せて、本格運用に向けて、運用開始後の安定した稼動を確保するため、運用計画の策定、運用体制の整備を進めるとともに、利用者への操作研修を実施するなどの準備を進めた。 ・20年度に教職員情報システムを開発し、21年度から運用を開始した。運用開始後は、安定稼動に向けて不具合解消・機能改善、運用方法の改善・検討を行った。	(1)	
	31	27	保護者とのより良い関係づくりに向けた支援	・保護者とのより良い関係づくりに向けた手引書を作成し、研修等を実施するとともに、法的な対応・解決が必要なものについて、専門の弁護士による法律相談を実施する。	・20年度に、保護者との良好な関係づくりに向けた手引書を配付し、研修を行う。 ・法律相談を実施する。	・20年度から保護者との良好な関係づくりに向けた手引書を配付して研修を行うなど、手引書を活用した取組みを行っている。 ・専門の弁護士による法律相談を実施している。	(1)	
	32	28	教職員相談事業	・教職員のためのカウンセリングルームを設置し、臨床心理士資格を有するカウンセラーを配置し、教職員の相談に応じる。	・教職員のためのカウンセリングルームを設置する。	・教職員のためのカウンセリングルーム(月・水・木・土:10時~16時、火・金:10時~18時に開設)を設置し、教職員の相談に応じている。	(1)	
	32	29	教職員職場復帰支援事業	・精神疾患による休職者が円滑に職場復帰できるよう、本人の意思に基づき1ヶ月程度の復職訓練を実施し、主治医の診断、嘱託専門医の意見を踏まえ、復職判断の適正化を図ることで再発を防止する。	・本人の意思に基づき、現任校等で1ヶ月程度の復職訓練を実施し、主治医の診断、嘱託専門医の意見を踏まえ、復職判断を行い、適切に職場復帰できるよう支援を行う。	・本人の意思に基づき、復職の申し出のあった教職員に対して、嘱託専門医の指導・助言を受けて、現任校等で1ヶ月程度の復職訓練を実施するなど、適切に職場復帰できるよう支援を行った。	(1)	
	32	30	指導が不適切である教諭等に対する研修	・指導が不適切である教諭等を対象に研修指導員(退職校長)による研修を実施する。	・1クール4ヶ月(1年以内)の研修を基本に、その都度次の対応を判断し研修を行う「ステップアップ研修」を実施する。	・指導が不適切である教諭等に対して、「ステップアップ研修」を実施している。	(1)	

項目(20)	頁	No.	教育施策(82)	内 容	21年度までの取組予定	21年度末実施状況	評価 ((1)～(3))	今後の見通し (評価(2)又は(3)の場合)
--------	---	-----	----------	-----	-------------	-----------	-----------------	---------------------------

おおさかでそだつ ～たくましく夢に向かってチャレンジする“なにわっ子”～

-1. しなやかで強い心とすこやかな体をそだてる

10)豊かな心の育成	36	31	道徳教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児・児童・生徒の発達段階に応じた道徳教育の充実を図る。 ・道徳教育の推進の中心となって担う教員を位置づけ、学校として一体的推進体制をつくる。 ・授業実践を中心とした、道徳教育の指導力向上研修を実施する。 ・新学習指導要領の実施に向け、小・中学校道徳研修会を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育を充実させる ・新学習指導要領に対応した道徳授業を実施する ・道徳教育に関する教員研修を実施する 	<ul style="list-style-type: none"> ・新学習指導要領に対応した道徳授業を実施するなど、道徳教育の充実を図った。 ・道徳教育に関する教員研修を実施した。 	(1)	
	36	32	多様な体験活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な学習の時間等を活用し、自然体験・生活体験・ボランティア体験、地域体験、大阪体験、芸術体験などの体験活動を実施し、児童・生徒の豊かな心を育む。 ・児童・生徒の活動発表の場を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然体験・生活体験・ボランティア体験など、各学校がそれぞれの課題や特性に応じて事業を選択し、総合的な学習の時間などの中で、多様な体験活動を実施する。 ・中学校総合文化祭、高等学校芸術祭、総合体育大会など、児童・生徒が活動の成果を発表する機会を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な体験活動推進事業により、各学校がそれぞれの課題や特性に応じて事業を選択し、自然体験・生活体験・ボランティア体験など、体験活動を実施した。 ・中学校総合文化祭、高等学校芸術祭、総合体育大会などを開催した。 	(1)	
				<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市内の小・中学生の参加が10人以上見込めるグループや、青少年や子どもに関する団体を対象に、生活体験、自然体験、音楽・文化・スポーツ体験など多彩な体験や学習の機会を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・20・21年度で100プログラムを開発する。 ・こども向け体験教室を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・20・21年度で117プログラムを開発した。 ・こども向け体験教室を20・21年度で713事業実施し、延べ33,710名が参加した。 	(1)	
	37	33	大阪市学校支援人材バンク活用事業	<ul style="list-style-type: none"> ・体験的な学習の推進を支援するため、さまざまな知識・技能を有する地域人材等を学校教育に活用し、教育活動の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・登録者の刷新・活用を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・20年度は2,000人、21年度は2,164人の人材が登録しており、それらの人材を学校における体験活動等に活用した。 	(1)	
	37	34	体験活動に関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み等の長期休業中に社会教育施設等で行われる体験講座等を掲載した「子どものためのイベントガイドタッチ」や「子どものための施設ガイドタッチ」を発行する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントガイドを年2回、施設ガイドを年1回発行し、全児童・生徒に配布する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・長期休業中における子ども向け事業の情報誌「子どものためのイベントガイド“タッチ”」を年2回発行するとともに、年間を通じた社会教育・文化施設の無料開放のPRや施設を分かりやすく紹介した「子どものための施設ガイド“タッチ”」を年1回発行し、それぞれを市内の小・中学校・特別支援学校の児童生徒全員に配布している。 	(1)	
	37	35	郷土おおさかの歴史や芸術、伝統文化を題材にした教材作成	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校の教育研究会と協働して、市立の博物館・美術館の館蔵品を題材にした大阪らしさが学べる副読本を作成し、授業での活用を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・20年度に「博物館・美術館資料でかたる - おおさか事典」を作成・配付し、小・中学校に配付する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・20年度に「博物館・美術館資料でかたる - おおさか事典」を作成し、市内小・中学校約430校に配付した。(各学校における郷土おおさかの歴史等に関する授業で活用を図った。) 	(1)	
40	36	部活動技術指導者招聘事業	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動運営上、専門的技術指導を担当する指導者が必要な場合に、学校外から技術指導者を招聘する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術指導者を招聘する(週1回2時間以上 平均指導回数(年間)30回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・20年度に307名、21年度に295名の技術指導者を招聘し、部活動を支援した。 	(1)		
40	37	部活動指導者講習会事業	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校・高等学校・特別支援学校の部活動顧問及び外部指導者を中心に、各分野の専門家による生徒の発育に応じた指導のあり方や安全面に対する配慮等に関する講習会を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年間3回の講習会を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年間3回の講習会を実施し、中学校の運動部活動の指導者が専門的な指導ができるよう育成を図った。 	(1)		

項目 (20)	頁	No.	教育施策 (82)	内 容	21年度までの取組予定	21年度末実施状況	評価 ((1)~(3))	今後の見通し (評価(2)又は(3)の場合)
11)すこやかな体の育成	40	38	食に関する指導の充実	・計画的な食に関する指導の充実を図ることにより、児童・生徒の食への自己管理を高める。 ・栄養教諭を配置し、食育推進の体制整備を図る。(平成17年度より) ・弁当づくり等食に関する保護者への啓発を図る。	・食に関する指導の全体計画を策定する。 ・食に関する指導モデル校事業を実施する。 ・食に関する指導実践事例集を作成する。 ・学校給食献立コンクールを実施する。 ・平成23年度を目途に現職栄養職員を栄養教諭に計画的に切り替える。 ・食育展を開催する。	・食に関する指導の全体計画について、21年度までに全ての小・中・特別支援学校で策定した。 ・中学校のモデル校8校で、食に関する指導モデル校事業を実施した。 ・小・中学校における食に関する指導実践事例集を作成した。 ・小学校における学校給食献立コンクールを実施している。 ・栄養職員を栄養教諭に順次切り替えている。 ・市役所ロビーで食育展を開催するとともに、各区においても食育展を開催した。	(1)	
	41	39	家庭からの弁当持参の支援	・家庭からの弁当持参について、持参率の向上・内容の充実・保護者の負担感の軽減などに資するため支援する。	・20年度から、家庭からの弁当持参への支援として、弁当レシピ集の配付、親子弁当教室を実施する。	・小学校6年生の保護者に弁当レシピ集を配布し、情報提供を行うとともに、親子弁当教室を開催するなど、家庭からの弁当持参を支援した。	(1)	
	41	40	民間業者による昼食提供	・家庭弁当を補充するため、全ての生徒が学校内で安全面、衛生面・栄養価等に配慮された昼食を購入できる機会を提供する。	・家庭弁当を持参しない生徒への支援として、昼食提供事業を実施するにあたり、昼食予約システムの開発、配膳スペースの整備等を行うとともに、食品検査を実施する。	・20年4月から昼食提供事業を12校で開始し、20年9月から26校で、21年9月から89校でそれぞれ開始して、市内全128中学校で実施している。 ・家庭弁当を持参しない場合のセーフティネットとして有効に機能するよう、各学校に代表的な献立写真や具体的な利用方法を掲載したカラーリーフレットの配付を行うとともに、献立についても季節感や中学生の嗜好に合わせたメニューを提供している。	(1)	

- 2 . 一人一人の個性をのびす

12)特別支援教育の充実	43	41	特別支援学校の機能の充実	・専門性を生かし、地域の学校を支援するセンターとしての機能の充実を図る。	・周辺の小・中学校等と積極的に交流し、障害のある幼児・児童・生徒の指導への支援を行う。	・各特別支援学校では、周辺の小・中学校等と積極的に交流し、障害のある幼児・児童・生徒の指導への支援を行った。 ・教室不足等の課題解決に向け、求められる整備について検討し、22年度に先行事例等の調査や整備手法の検討、府市との役割分担の整理を図ることとした。	(1)	
	43	42	「個別の教育支援計画」の作成	・乳幼児期から卒業後まで、長期的な視点に立った教育的支援を行うために、教育・医療・福祉など関係機関及び保護者との連携による「個別の教育支援計画」を策定する。	・各学校において個別の教育支援計画を作成する。	・各学校において個別の教育支援計画を作成しており、20年度には発達障害を含む障害のある子どもの66.7%、21年度には79.2%の計画を作成した。	(1)	
	44	43	「個別の指導計画」の作成	・各学校は学期ごと又は年間の具体的な指導目標、方法をまとめた「個別の指導計画」を作成する。	・各学校において個別の指導計画を作成する。	・各学校において個別の指導計画を作成しており、20年度には発達障害を含む障害のある子どもの86.0%、21年度には90.9%の計画を作成した。	(1)	
	44	44	特別支援教育コーディネーターの養成	・全校における特別支援教育の中心的役割を果たす教員に「特別支援教育コーディネーター養成研修」を行う。 ・21年度からは、全校の希望する教員対象に特別支援教育コーディネーター研修を行う。	・全校のコーディネーターを対象にコーディネーター養成研修を実施する。 ・21年度からは、全校の希望する教員を対象にコーディネーター研修を実施する	・20年度までに、全校のコーディネーターを対象に養成研修を実施し、791名が修了した。(入門コース、フォローアップコース、スキルアップコース) ・21年度からは、養成研修のフォローアップコースとスキルアップコースを残し、フォローアップコースは361名修了し、コーディネーター養成に関する研修受講者が全校園に在籍する状況となっている。それらをあわせ、希望者対象の特別支援教育コーディネーター研修を新たに開設した。	(1)	
	44	45	特別支援教育担当アドバイザーによる巡回相談	・発達障害についての相談・支援に関して高い専門性を持つ特別支援教育担当アドバイザー等が小・中学校を巡回する。必要に応じて医師や大学関係者等の専門家を招聘する。	・全小・中学校を巡回指導する。	・全小・中学校を巡回指導し、相談・支援を行った。	(1)	
	44	46	特別支援教育補助員の配置	・小・中学校の特別支援学級に特別支援教育補助員を配置し、個別の支援が必要な児童・生徒が多数在籍する学級に対し、安全確保・指導の充実を図る。	・支援の必要な児童・生徒数の実態に応じて、小・中学校の特別支援学級に特別支援教育補助員を配置する。	・小・中学校の必要な特別支援学級に特別支援教育補助員171名を配置した。	(1)	
	44	47	教育活動支援員の配置	各小・中学校の通常学級に教育活動支援員を配置し、発達障害等のある児童・生徒を支援し、授業や学級経営を効果的に行う。	・各学校の個別の教育支援計画に基づき配置する。	・各学校の個別の教育支援計画に基づき、教育活動支援員242名を配置した。	(1)	

項 目 (20)	頁	No.	教育施策 (82)	内 容	21年度までの取組予定	21年度末実施状況	評価 ((1)～(3))	今後の見通し (評価(2)又は(3)の場合)
12)特別支援教育の充実	45	48	教員研修の充実	・特別支援教育に関する教員研修を充実させる。 ・発達障害の理解・啓発のためのDVDを作成し、各校での研修への活用を図る。	・特別支援教育に関する教員研修を充実・実施する。 ・20年に発達障害の理解・啓発のためのDVDを作成・配付し、21年度から各学校の研修で活用する。	・校園長研修会(特別支援教育)、特別支援学校新任教員研修会など、さまざまな研修・講座において、特別支援教育に従事する教職員の資質向上に向けて研修会を実施した。 ・20年度に発達障害の理解・啓発のためのDVDを作成・配付し、21年度から各学校の研修で活用した。	(1)	
	45	49	特別支援教育の今後のあり方検討	・外部有識者の意見を交えながら特別支援教育の今後のあり方を検討する。	・20年度に特別支援教育審議会に「今後の特別支援教育のあり方」について諮問し、21年度に特別支援教育審議会より答申を受ける。	・20年度に特別支援教育審議会に諮問し、22年3月に特別支援教育審議会より「今後の特別支援教育のあり方について(答申)」を受け、「特別支援教育基本方針」の策定の準備に着手した。	(1)	
13)キャリア教育の推進	47	50	キャリア教育推進事業及び高等学校キャリア教育支援事業	・小学校から高等学校までを通して、発達段階に応じた系統的・継続的なキャリア教育を推進する。 ・小学校では5・6年生を対象に、職業講話・職場見学等を実施する。 ・中学校(特別支援学校を含む)では2年生を中心に3日間程度の職場体験学習を実施する。 ・高等学校では企業や専門学校等の外部講師による講座等を実施する。 ・大阪キャリア教育支援ステーション等とも連携しながら、効率的・効果的にキャリア教育を推進する。	・児童・生徒の発達段階に応じた系統的・継続的なキャリア教育を推進する。(各学校でのキャリア教育の推進、全小学校で職業講話、全中学校で職場体験学習に取り組める環境整備、高等学校で外部講師による講座等の実施) ・大阪キャリア教育支援ステーションと連携を図る(職場体験の受け入れ先やインターンシップの紹介等)	・職業講話、職場体験学習など、大阪キャリア教育支援ステーションと連携し、児童・生徒の発達段階に応じた系統的・継続的なキャリア教育を推進した。	(1)	
	47	51	地域でこどもの仕事体験を実施	・地域で青少年育成にかかわっている諸団体や学校、民間団体と連携し、小・中学生の仕事体験を実施することにより、自らのキャリア形成について積極的に考える機会を提供する。	・学校での教育活動と地域での取組みの連携により、効率的・効果的なキャリア教育を推進する。	・学校での教育活動と地域での取組みの連携により、20・21年度で23団体(8,112名が参加)が事業を実施し、効率的・効果的なキャリア教育を推進した。	(1)	
14)高等学校の特色化	50	52	普通科系高校のあり方検討	・大阪市高等学校教育審議会において今後の普通科系高校のあり方について検討を行う。	・20年度に審議会にて審議し、21年度に審議会より答申を受ける。	・20年度に審議会にて審議し、22年3月に審議会より第11次答申「新しい時代に対応し、創造都市・大阪の持続的発展に貢献する人材を育成するための普通科系専門学科における一層の特色化の推進方策について」を受け、23年度中の方針案の策定に向けて検討に着手した。	(1)	
	50	53	新商業高校の開設	・東商業高校、市岡商業高校、天王寺商業高校の3校を再編統合し、天王寺商業高校の校地に大学と連携した新しいタイプの商業高校を開設する。(平成24年4月開校をめざす。)	・20年度に設計し、21年度に契約締結、校舎建設工事を行う。 ・カリキュラムを検討する(高大接続科目、産業界との連携内容)。	・20年度に設計し、21年度に契約を締結し、24年4月の開校をめざし、校舎建設工事を進めている。 ・21年度にカリキュラム原案や、産業界と連携したカリキュラムの運営方針を策定した。	(1)	
	50	54	工業高校のあり方検討	・全日制工業高校と定時制工業高校を再編統合して、新しいタイプの工業高校の実現に向けて取り組む。	・20年度に統合スケジュールを検討し、21年度に有識者による検討を進める。	・21年度に有識者による新工業高校構想検討懇話会を立ち上げ、新しいタイプの工業高校の実現に向け検討し、22年2月に同懇話会において「新工業高校基本構想」が取りまとめられた。	(1)	

項目(20)	頁No.	教育施策(82)	内容	21年度までの取組予定	21年度末実施状況	評価 (1)~(3))	今後の見通し (評価(2)又は(3)の場合)
--------	------	----------	----	-------------	-----------	----------------	---------------------------

おおさかではくむ ~みんなで育てる“なにわっ子”~

-1. かかわりあい、ささえあう、学校・家庭・地域の連携

15)学校・家庭・地域の連携	53	55	学校キャラバン隊の派遣	・小学校などへ指導主事チームを派遣し、「子どもの生きる力をはくむ家庭の力」をテーマに保護者との懇談会を開催。	・21年度から、学校キャラバン隊を派遣し、懇談会を実施する。 ・20年度に啓発用リーフレットを全保護者あてに配付する。	・学校キャラバン隊を派遣し、懇談会を実施した。 ・20年度に啓発用リーフレットを全保護者あてに配付し、21年度から保護者会や学校キャラバン隊において活用している。	(1)	
	53	56	家庭学習の教材の開発・活用	・家庭学習に使える教材を作成し、活用を図る。	・20年度に家庭学習用プリントを作成し、21年度から同プリントの作成・活用を図る。	20年度 ・家庭学習用プリントの作成 小学校国語「ステップアップシート」 小学校算数「わくわくチャレンジプリント」(H21 移行措置対応版) 中学校数学「学びのステップアップ」数と式編を作成 21年度 ・前年度に作成したプリントを活用するとともに、次のプリントを新たに作成した 小学校算数「わくわくチャレンジプリント」(H22新学習指導要領対応版) 小学校理科「チャレンジ！理科プリント」 理科「実験観察の手引き」 中学校数学「学びのステップアップ」関数・資料の活用編を作成 家庭学習の手引き「ひとり学びのすすめ」を作成	(1)	
	53	57	家庭教育に関する学習機会の提供	・PTAや市民団体が実施する家庭教育に関する学習会を支援する。 ・家庭教育に関する講座等を実施する。	・19年度から家庭教育充実事業を実施する。 ・20年度から区に事業移管し、24区で開催する。	・20年度から家庭教育充実事業を実施し、PTA等の社会教育関係団体や市民に対して、家庭教育に関する全市民的な課題や国の動向等の啓発、情報発信を行った。 ・20年度から家庭教育充実事業を区に移管するとともに、教育委員会で各区における家庭教育に関する実施状況を把握し、担当職員を対象とした研修を実施した。	(1)	
	54	58	「はくみネット」事業の機能の充実	・小学校区に、PTAや地域諸団体、学校関係者等で構成する「小学校区教育協議会-はくみネット」を組織し、学校・家庭・地域が一体となって総合的な教育力を発揮し、地域における人と人とのつながりによって子どもを「はくむ」教育コミュニティ、づくりを推進する。	・14年度から小学校区を単位に順次「はくみネット」を設置し、19年度に全小学校区に「はくみネット」を設置するとともに、より地域に身近な区役所に事業移管し、取組みの充実を図る。	・19年度に、より地域に身近な区役所に事業移管し、取組みの充実を図っており、市内全小学校297校区で実施している。	(1)	
	54	59	学校元気アップ地域本部の設置	・中学校区における地域の学校支援体制を構築し、家庭や地域の教育力を活かして、学力向上等の教育活動支援に取り組む。	・21年度から8中学校区において試行的に開始する。	・8中学校区に「学校元気アップ地域本部」を設置し、学校ボランティア登録者数が338名に達した。 ・事業周知のため、リーフレットを配付し、広報紙(市政だより3回、いちょう並木、市PTAだより等)に記事を掲載した。 ・各地域本部において、放課後や土曜日等の学習会、読み聞かせ活動、部活動支援、緑化活動等を実施している。	(1)	
16)小中連携の推進	56	60	小中連携パイロット校調査研究事業	・24中学校区内の小・中学校において調査研究を実施する。 ・小中一貫した学習指導や生活指導の方法などの実践研究を進める。 ・教育委員会に学識経験者を含む「調査研究委員会」を設置して、実践校の成果分析を行う。	・19~21年度にパイロット校における調査研究(19・20年度:12中学校区、20・21年度:12中学校区)を行う。 ・「調査研究委員会」を設置し、視察や、資料の収集と分析・まとめを行う。 ・小・中学校の交流を促進する。	・12中学校区のパイロット校(小学校42校、中学校12校)では、小中連携に係る連絡会等を実施し、小・中学校教員による相互授業参観や交流会を行うとともに、現状の把握や成果と課題について分析し、情報を共有した。 ・小中連携した取組については、学習指導などを全校で実施している。 ・「調査研究委員会」において、パイロット校の調査研究結果のとりまとめや、施設一体型小中一貫校のあり方について検討した。 ・各中学校下の状況や地域の特性をふまえ、この間の調査研究結果等をもとに、本市の小中一貫した教育のあり方を示した「大阪市小中連携推進プラン」を3月に策定した。	(1)	
17)社会教育資源の活用と産業界との連携	58	再	学校支援人材バンク活用事業	(再掲)				
	58	61	学校支援学生ボランティア	・大学等と連携し、単位認定制度等を活用しながら、大学生を学校支援ボランティアとして派遣する。	・連携大学の拡充	・連携大学の拡充を図った結果、提携大学が20年度の22校から21年度は29校に増加した。	(1)	
	58	再	部活動技術指導者招聘事業	(再掲)				

項目 (20)	頁	No.	教育施策 (82)	内 容	21年度までの取組予定	21年度末実施状況	評価 ((1)~(3))	今後の見通し (評価(2)又は(3)の場合)
17)社会教育資源の活用と産業界との連携	58	62	産業界との連携 ・キャリア教育の推進(再) ・理科支援員等配置事業(再)	(再掲) (再掲)				
	59	63	図書館との連携	・歴史や環境問題など、良く使われる調べ学習用図書を中心図書館・地域図書館に整備し、小学校に貸し出しを行う。 ・市内の幼稚園・保育所等に絵本等の団体貸出や、養成した読書支援ボランティアによる絵本の読み聞かせ等を実施する。	・調べ学習によく利用される図書を、1セット30冊を基本に、中央図書館・地域図書館に整備し、小学校への貸し出しを行う。 ・19~22年度までの4ヵ年で300セット整備を行う。	・調べ学習用図書を、中央図書館・地域図書館に順次整備し、小学校への貸し出しを行った。	(1)	
	59	64	博物館等施設との連携	・市立の博物館や美術館施設、動物園、青少年施設等について、市内の小・中学生は通年で入館料の無料化を実施する。	・市立博物館・美術館等施設の小中学生無料化を継続実施する。	・H20・21年度に、市立博物館・美術館等29施設で小中学生無料化を継続実施した。	(1)	
18)学校評価の推進	61	65	学校評価の充実・改善のための実践研究	・学校評価の一層の普及を図るため、自己評価の充実・改善を図るとともに、新たに制度化された学校関係者評価の定着・充実を図る。	・20年度に12校の実践校を選定し実践研究を推進し、21年度から学校評価を全校で実施する。 ・学校評価に関するホームページを作成・更新し、継続的に内容の充実を図る。 ・学校評価に関する最新情報、参考資料を発信する。	・20年度に12校の実践校を選定し実践研究を推進し、21年度に実践研究の成果をふまえ、学校評価を全校で実施した。21年度には、自己評価の実施とその結果の公表は100%、学校関係者評価の実施と結果の公表は全体の64.4%に達した。 ・20年度に学校評価に関するホームページを立ち上げ、継続的に内容の充実を図っている。 ・学校評価に関するリーフレットや冊子を全校圏に配布するなど最新情報、参考資料を発信している。	(1)	

- 2. 社会全体で子どもを守りはぐくむ

19)子どもをとりまく様々な課題への対応	66	66	スクールカウンセラー活用事業	・市立中学校にスクールカウンセラーを配置し、直接、子どもや保護者の相談に応じるとともに、生活指導上の問題について、教職員への助言・支援を行う。	・8年度から実施、17年度から全市立中学校に配置している。	・20年度は市立中学校129校、21年度は130校に配置した。	(1)	
	66	67	メンタルリーダー訪問援助事業	・スクールカウンセラー事業を補完し、「ひきこもり」状態の不登校の子どもの援助を行う。	・10年度から実施している。	・20年度から児童相談所(現こども相談センター)の「ひきこもり等児童への支援事業」に統合し、実施した。	(1)	
	66	68	暴力防止プログラム(CAP)の拡充	・子どもプログラムの実施(幼稚園5歳児、小学4年生、中学1年生の全学級を対象) ・教職員プログラムの実施	全校で実施する。	・新型コロナウイルスによる休校措置等の影響で未実施校が発生し、実施率は全体の95%であった。	(2)	22年度中に、未実施校に対しても同様の取組を行う。
	66	69	ピアサポート指導者養成事業	・ピアサポート活動を指導できる指導者を養成する。	・20年度から指導者を96名養成する。 ・21年度からは、活動を広めるための研修についても実施する。	・20年度に78名、21年度に77名の指導者を養成するとともに、21年度からは活動を広めるための研修を実施した。	(1)	
	66	70	24時間電話いじめ相談	・24時間体制の電話相談の実施	・18年度から実施している。	・24時間体制の電話相談を実施した。	(1)	
	66	71	児童虐待防止支援委員会の設置	・教育委員会事務局内に、専門家(医師、ソーシャルワーカー、臨床心理士、弁護士等)で構成する「児童虐待防止支援委員会」を設置し、学校からの要請に応じて、学校のケース検討会議に委員を派遣するなど、必要な支援を行う。	・17年度より、各専門家5~7名の計25名を委員として委嘱し、学校の要請に応じて派遣・相談を行う。	・児童虐待防止支援委員会を設置し、学校からの要請に応じて委員を派遣し相談に応じるなど、必要な支援を行った。	(1)	
67	72	スクールソーシャルワーカー活用事業	・社会福祉士等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを中学校に配置し、課題を抱えた児童・生徒に対して、当該児童・生徒がおかれた環境へ働きかけたり関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援を用いて課題解決への対応を図る。	・20年度から中学校5校にスクールソーシャルワーカーを配置する。	・20年度から中学校5校にスクールソーシャルワーカーを配置し、課題を抱えた児童生徒への対応を行った。	(1)		

項目(20)	頁No.	教育施策(82)	内 容	21年度までの取組予定	21年度末実施状況	評価 ((1)~(3))	今後の見通し (評価(2)又は(3)の場合)	
19)子どもをとりまく様々な課題への対応	67	73	ほっとスペース事業	・不登校など悩みを抱えた青少年やその保護者等を対象に相談活動を行い、学校や専門機関などと連携しながら、悩みを解決できるよう支援する。 また、悩みや課題を抱えた青少年が、安心して過ごすことのできる居場所を設け、様々な活動プログラム提供や仲間づくりを通して、青少年の社会参加を支援する。	・16年度から実施しており、20年度は15箇所で開催する。	・15箇所で開催し、不登校など悩みを抱えた青少年等に対して、相談活動、専門機関との連携、社会参加への支援などを行った。 ・22年度より、こども相談センターにおける不登校児童通所事業に統合し、効果的な事業推進を図ることとしている。	(1)	
19)子どもをとりまく様々な課題への対応	68	74	教育相談事業の統合と推進 大阪市こども相談センター(仮称)の設置と機能強化	教育相談 ・子どもや保護者への教育相談・カウンセリング、箱庭療法などの心理治療を行う。 ・保護者、教職員への指導・助言を行う。 ・思春期の精神医療面の問題に関して、精神科医による医療相談を行う。	・教育センター内で実施	・21年度にこども相談センターを設置し、機能の強化を図る。 ・21年度に、こども相談センターを設置して機能の強化を図ることにより、子どもの問題にかかわる相談に関して、子どもの状況に応じて適切な担当部門等と連携し対応した。	(1)	
	68	75		特別支援教育相談 ・幼児・児童・生徒の養育および教育に関する支援や情報提供を行う ・就学に関する情報提供を行う	・教育センター内で実施		(1)	
	68	76		適応指導教室 ・入級対象者は、教育相談に不登校の主訴で相談に通う児童・生徒 ・グループ活動や学習活動を通して学校復帰とともに社会的自立をめざす	・教育センター内で実施		(1)	
	68	77		電話教育相談 電話教育相談 (月～金曜日 祝日を除く 午前9時～午後7時) 24時間電話いじめ相談	・教育センター内及びNPOの協力で実施		(1)	
	68	78		スクールカウンセラー活用事業 ・市立中学校を配置校とする ・子どもや保護者への教育相談・カウンセリングを行う ・保護者、教職員への指導・助言を行う	・21年度に市立中学校130校に配置する。		(1)	
	68	79		メンタルリーダー訪問援助事業 ・スクールカウンセラー活用事業を補完する ・「ひきこもり」状態の不登校の子どもへの支援を行う	・10年度から実施している。		(1)	
20)子どもの安全確保	71	80	子ども安全メールの配信	・不審者情報や子どもの被害状況など、子どもの安全にかかる情報を教職員や保護者、地域の関係者などの携帯電話やパソコンに配信し、犯罪等の未然防止に努めるとともに非常事態に際しての初動体制を充実強化することや子どもを守る地域づくりを推進する。	・17年度から不審者情報等のメール配信を行う。	・不審者情報等のメール配信を行った。 ・22年度からは、大阪府警と連携し、情報の共有化と情報の一本化を行う予定である。	(1)	
	71	81	子どもの安全指導員の配置	・教育委員会に全体総括者を2名配置するとともに、市内を8ブロックに分け、指揮系統を明確にすることにより、学校等で危険が予想される場合には機動的な自主警備活動を実施する。	・17年度から、全小学校・特別支援学校を1日1回巡回し、自主警備活動を行っている。	・全小学校・特別支援学校を1日1回巡回し、自主警備活動を行った。	(1)	
	71	82	こども110番の家	・地域の協力家庭や店舗に「こども110番の家」として、いざという時に、子どもが逃げ込むことができる仕組みをつくり、子どもの保護・安全の強化と犯罪の未然防止を図る。	・地域の家庭や店舗を「こども110番」として、子どもの安全確保を図る。	・地域の家庭や店舗を「こども110番」として、子どもの安全確保を図った。	(1)	